

第6次武豊町総合計画 第3編 基本計画

第1章 SDGs（持続可能な開発目標）

エスディーゼーズ

■ SDGsって何？

2015年(平成27年)9月、ニューヨークの国連本部で、「国連持続可能な開発サミット」が開催されました。このサミットで「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」が採択されました。

このアジェンダに記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標を『SDGs(持続可能な開発目標)』と呼んでいます。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

17の目標は、世界共通で誰もがわかりやすいようにカラフルなアイコンで表されています。

図表1 SDGs 17の目標を表したアイコン



17の目標は大きく分けて、3つの視点で分類できます。

目標1～目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標7～目標12は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標12のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のために責任があるとされています。

目標13～目標15は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標16では世界平和、目標17では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

■ SDGs と本計画との関係

SDGsは国際社会全体の開発目標です。本町においてもSDGsが目指す17の目標に沿って、その目標達成に貢献していく必要があります。

本町の最上位計画である総合計画(2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度))に示す「まちの将来像」や「まちづくりの目標」、そして第3章分野別計画に示す「施策方針」等の方向性は、そのスケールは異なるものの、SDGsの理念に通じることから、総合計画の推進を図ることが、SDGs達成に向けた取組を推進することに資すると考えます。

図表2 SDGsの17の目標と分野別計画の関係

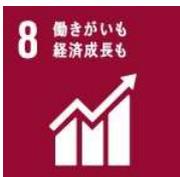
SDGsの17の目標			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任使う責任	気候変動に具体的な対策を	生みの豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	
分野1	都市環境	1-1.市街地・住環境									⑨		⑪				⑮			
		1-2.交通基盤									⑨		⑪							
		1-3.上下水道						⑥					⑪						⑯	
分野2	子ども	2-1.出産・子育て			③	④												⑯		
分野3	学び	3-1.学校教育				④	⑤							⑫						
		3-2.生涯学習				④							⑪							
		3-3.スポーツ			③	④						⑩	⑪							
		3-4.文化芸術				④							⑪							
分野4	健康・福祉	4-1.健康・医療	①	②	③															
		4-2.地域福祉	①									⑩								
		4-3.高齢者福祉								⑧		⑩	⑪							
		4-4.障がい者福祉				④						⑩	⑪							
分野5	安全・安心	5-1.防災											⑪		⑬					
		5-2.防犯・交通安全			③								⑪						⑯	
分野6	産業・交流	6-1.産業		②		④				⑧	⑨									
		6-2.観光交流								⑧				⑫						
分野7	環境	7-1.自然環境						⑥	⑦						⑬	⑭	⑮			
		7-2.生活環境											⑫		⑭					
分野8	まちづくり 地域経営	8-1.住民活動・地域活動																⑯	⑰	
		8-2.相互理解				④	⑤					⑩								
		8-3.タウンプロモーション								⑧				⑫					⑰	
分野9	行財政	9-1.行政運営																⑯		
		9-2.財政運営																	⑯	

SDGsの17の目標と分野別計画における取組分野・施策方針との関係は次表(図表3)のとおりです。SDGsとそれぞれの施策との関係性を理解して、総合的に計画を推進していきます。

図表3 SDGsの17の目標と分野別計画における施策方針との関係

目標と自治体行政の果たし得る役割		
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【目標1】 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	4-1 健康・医療	(3)必要な医療を受けられる体制づくり ・各種制度による支援
4-2 地域福祉	(2)多様な福祉ニーズに対応した体制づくり ・関係機関との連携による生活困窮者等の自立支援	
目標と自治体行政の果たし得る役割		
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【目標2】 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	4-1 健康・医療	(1)疾病予防・健康づくりに対する意識の向上 ・妊婦や乳幼児、高齢者等の栄養についての指導
6-1 産業	(2)担い手農業者の確保・育成 ・新規就農者等の自立促進、サポート体制の強化、法人の農業参入の促進等	
目標と自治体行政の果たし得る役割		
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	2-1 出産・子育て	(2)子どもを産み育てやすい環境づくり ・各種手当の支給や助成による支援
	3-3 スポーツ	(1)スポーツ機会の拡充 ・スポーツイベント、大会の開催 (2)スポーツ団体の活動支援 ・スポーツ団体の活動の活性化、住民の自発的主体的な活動促進 (3)スポーツ施設の整備及び充実 ・屋内温水プール施設の整備、施設や設備の修繕
	4-1 健康・医療	(1)疾病予防・健康づくりに対する意識の向上 ・住民自らの健康づくりを推進、支援 (2)各種健診事業の充実 ・特定健診、がん検診、保健指導等の推進
5-2 防犯・交通安全	(3)歩行者や自転車の安全確保 ・自転車歩行者道の確保、段差の解消 (4)防犯、交通安全意識の啓発 ・交通安全キャンペーン、交通安全パトロール	

目標と自治体行政の果たし得る役割		
	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>教育のなかでも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</u></p>	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	2-1 出産・子育て	(2)子どもを産み育てやすい環境づくり ・子育て世代包括支援センター事業の充実 (3)子どもがのびのび育つ環境づくり ・多種多様な機会・場づくりの推進 (5)支援を必要とする子どもと家庭への支援 ・早期発見・早期療育に向けた取組を始めとするきめ細かな支援
	3-1 学校教育	(1)地域と行政が連携した教育の構築 ・職場体験等、学校と社会とのつながりの強化 (2)時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現 ・個別的配慮の必要がある児童生徒への支援 ・プログラミング等のICT教育の促進 (3)健全な心と体の育成 ・「いのちの教育」の実施
	3-2 生涯学習	(1)ライフステージに応じた多様な学びの機会の充実 ・各種講座・教室、イベントの開催 ・講師と生徒のマッチング (2)学びの成果を活用できる機会づくりの支援 ・知識やスキルを活かせる場に関する情報提供
	3-3 スポーツ	(1)スポーツ機会の拡充 ・スポーツイベント、大会の開催
	3-4 文化芸術	(1)文化芸術活動の育成・支援 ・文化芸術関係のイベント・講座の開催 (2)多様な交流による文化芸術の振興 ・交流し集える機会の充実 (3)文化・芸術・科学に触れる機会の充実 ・触れ、親しむ機会の創出
	4-4 障がい者福祉	(4)療育・教育の充実 ・障害児通所支援等の充実
	6-1 産業	(5)雇用対策の推進 ・地元求人等の情報発信を支援
8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	(1)性別に関わりなく活躍できる社会づくり ・第3次武豊町男女共同参画プランによる男女共同参画社会の推進	
目標と自治体行政の果たし得る役割		
	<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</u></p>	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	3-1 学校教育	(2)時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現 ・個別的配慮の必要がある児童生徒への支援
8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	(1)性別に関わりなく活躍できる社会づくり ・第3次武豊町男女共同参画プランによる男女共同参画社会の推進	

目標と自治体行政の果たし得る役割											
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【目標6】 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</u></p>										
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-3 上下水道</td> <td>(2)上下水道施設等の整備・維持 ・水道基幹管路の耐震化 (3)生活排水の適切な処理の推進 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽へ転換の促進</td> </tr> <tr> <td>7-1 自然環境</td> <td>(1)自然環境の保全 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽への転換促進による河川等の水質保全</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	1-3 上下水道	(2)上下水道施設等の整備・維持 ・水道基幹管路の耐震化 (3)生活排水の適切な処理の推進 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽へ転換の促進	7-1 自然環境	(1)自然環境の保全 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽への転換促進による河川等の水質保全				
	取組分野	施策方針									
1-3 上下水道	(2)上下水道施設等の整備・維持 ・水道基幹管路の耐震化 (3)生活排水の適切な処理の推進 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽へ転換の促進										
7-1 自然環境	(1)自然環境の保全 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽への転換促進による河川等の水質保全										
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【目標7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</u></p>										
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7-1 自然環境</td> <td>(2)地球温暖化対策の推進 ・省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	7-1 自然環境	(2)地球温暖化対策の推進 ・省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進						
	取組分野	施策方針									
7-1 自然環境	(2)地球温暖化対策の推進 ・省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進										
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【目標8】 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</u></p>										
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4-3 高齢者福祉</td> <td>(1)高齢者の生きがいづくり ・高齢者が活躍できる場(仕事等)の充実</td> </tr> <tr> <td>6-1 産業</td> <td>(1)産業基盤の強化 ・新たな企業参入等の施策の推進 (5)雇用対策の推進 ・地元求人等の情報発信を支援</td> </tr> <tr> <td>6-2 観光・交流</td> <td>(2)地域交流施設周辺の魅力向上 ・JR 武豊駅周辺の回遊性の向上 ・豆みそ・たまりや地元農畜産物の消費拡大 (3)町の認知度向上 ・工場見学等について観光資源としての活用の検討</td> </tr> <tr> <td>8-3 タウンプロモーション</td> <td>(2)シビックプライドの醸成 ・地域の特産物、地域資源を活用した地域経済の活性化</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	4-3 高齢者福祉	(1)高齢者の生きがいづくり ・高齢者が活躍できる場(仕事等)の充実	6-1 産業	(1)産業基盤の強化 ・新たな企業参入等の施策の推進 (5)雇用対策の推進 ・地元求人等の情報発信を支援	6-2 観光・交流	(2)地域交流施設周辺の魅力向上 ・JR 武豊駅周辺の回遊性の向上 ・豆みそ・たまりや地元農畜産物の消費拡大 (3)町の認知度向上 ・工場見学等について観光資源としての活用の検討	8-3 タウンプロモーション	(2)シビックプライドの醸成 ・地域の特産物、地域資源を活用した地域経済の活性化
	取組分野	施策方針									
	4-3 高齢者福祉	(1)高齢者の生きがいづくり ・高齢者が活躍できる場(仕事等)の充実									
	6-1 産業	(1)産業基盤の強化 ・新たな企業参入等の施策の推進 (5)雇用対策の推進 ・地元求人等の情報発信を支援									
	6-2 観光・交流	(2)地域交流施設周辺の魅力向上 ・JR 武豊駅周辺の回遊性の向上 ・豆みそ・たまりや地元農畜産物の消費拡大 (3)町の認知度向上 ・工場見学等について観光資源としての活用の検討									
8-3 タウンプロモーション	(2)シビックプライドの醸成 ・地域の特産物、地域資源を活用した地域経済の活性化										
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											

目標と自治体行政の果たし得る役割												
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくらう</p>	<p>【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくらう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</u></p>											
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1 市街地・住環境</td> <td>(1) 駅周辺にふさわしいまちづくり ・名鉄知多武豊駅周辺の面的な都市基盤整備の検討、名鉄富貴駅周辺の整備 (2) 住環境の整備 ・都市計画に基づく土地利用の推進や都市基盤整備</td> </tr> <tr> <td>1-2 交通基盤</td> <td>(1) 道路や橋梁の適切な管理・修繕 ・道路・橋梁の点検・修繕等の維持管理 (2) 幹線道路の整備 ・都市計画道路の整備、路線見直しの検討 ・武豊北IC(仮称)の新設に伴う道路整備の検討</td> </tr> <tr> <td>6-1 産業</td> <td>(1) 産業基盤の強化 ・企業参入等の促進につながる施策の推進 ・新たな工業用地の確保についての検討</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	1-1 市街地・住環境	(1) 駅周辺にふさわしいまちづくり ・名鉄知多武豊駅周辺の面的な都市基盤整備の検討、名鉄富貴駅周辺の整備 (2) 住環境の整備 ・都市計画に基づく土地利用の推進や都市基盤整備	1-2 交通基盤	(1) 道路や橋梁の適切な管理・修繕 ・道路・橋梁の点検・修繕等の維持管理 (2) 幹線道路の整備 ・都市計画道路の整備、路線見直しの検討 ・武豊北IC(仮称)の新設に伴う道路整備の検討	6-1 産業	(1) 産業基盤の強化 ・企業参入等の促進につながる施策の推進 ・新たな工業用地の確保についての検討			
	取組分野	施策方針										
	1-1 市街地・住環境	(1) 駅周辺にふさわしいまちづくり ・名鉄知多武豊駅周辺の面的な都市基盤整備の検討、名鉄富貴駅周辺の整備 (2) 住環境の整備 ・都市計画に基づく土地利用の推進や都市基盤整備										
1-2 交通基盤	(1) 道路や橋梁の適切な管理・修繕 ・道路・橋梁の点検・修繕等の維持管理 (2) 幹線道路の整備 ・都市計画道路の整備、路線見直しの検討 ・武豊北IC(仮称)の新設に伴う道路整備の検討											
6-1 産業	(1) 産業基盤の強化 ・企業参入等の促進につながる施策の推進 ・新たな工業用地の確保についての検討											
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>												
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【目標10】 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</u></p>											
<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-3 スポーツ</td> <td>(1) スポーツ機会の拡充 ・スポーツイベント、大会の開催</td> </tr> <tr> <td>4-2 地域福祉</td> <td>(1) 地域福祉を支える人づくり ・地域福祉、虐待防止、差別解消、権利擁護等の啓発・講習</td> </tr> <tr> <td>4-3 高齢者福祉</td> <td>(1) 高齢者の生きがいづくり ・高齢者の社会活動支援 (2) 介護予防事業の充実 ・介護予防にかかる事業の普及啓発、充実 (3) 社会的に支援が必要な方への暮らし支援 ・介護保険制度の適正な運営 ・高齢者の権利擁護の推進</td> </tr> <tr> <td>4-4 障がい者福祉</td> <td>(2) 障がいのある方に対する理解の促進 ・障害者福祉、虐待防止、差別解消、権利擁護等の啓発</td> </tr> <tr> <td>8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)</td> <td>(1) 性別に関わりなく活躍できる社会づくり ・第3次武豊町男女共同参画プランによる男女共同参画社会の推進 (2) 多文化共生 ・相互理解を深める取組の推進</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	3-3 スポーツ	(1) スポーツ機会の拡充 ・スポーツイベント、大会の開催	4-2 地域福祉	(1) 地域福祉を支える人づくり ・地域福祉、虐待防止、差別解消、権利擁護等の啓発・講習	4-3 高齢者福祉	(1) 高齢者の生きがいづくり ・高齢者の社会活動支援 (2) 介護予防事業の充実 ・介護予防にかかる事業の普及啓発、充実 (3) 社会的に支援が必要な方への暮らし支援 ・介護保険制度の適正な運営 ・高齢者の権利擁護の推進	4-4 障がい者福祉	(2) 障がいのある方に対する理解の促進 ・障害者福祉、虐待防止、差別解消、権利擁護等の啓発	8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	(1) 性別に関わりなく活躍できる社会づくり ・第3次武豊町男女共同参画プランによる男女共同参画社会の推進 (2) 多文化共生 ・相互理解を深める取組の推進
取組分野	施策方針											
3-3 スポーツ	(1) スポーツ機会の拡充 ・スポーツイベント、大会の開催											
4-2 地域福祉	(1) 地域福祉を支える人づくり ・地域福祉、虐待防止、差別解消、権利擁護等の啓発・講習											
4-3 高齢者福祉	(1) 高齢者の生きがいづくり ・高齢者の社会活動支援 (2) 介護予防事業の充実 ・介護予防にかかる事業の普及啓発、充実 (3) 社会的に支援が必要な方への暮らし支援 ・介護保険制度の適正な運営 ・高齢者の権利擁護の推進											
4-4 障がい者福祉	(2) 障がいのある方に対する理解の促進 ・障害者福祉、虐待防止、差別解消、権利擁護等の啓発											
8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	(1) 性別に関わりなく活躍できる社会づくり ・第3次武豊町男女共同参画プランによる男女共同参画社会の推進 (2) 多文化共生 ・相互理解を深める取組の推進											

目標と自治体行政の果たし得る役割



【目標11】 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

【自治体行政の果たし得る役割】

包摂的で、安全、強靱(レジリエント)で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

分野別計画における施策方針との関係

取組分野	施策方針
1-1 市街地・住環境	(2)住環境の整備 ・民間住宅等の耐震対策、老朽化した空き家等の除却促進、町営住宅の耐震・長寿命化等 (3)集い憩える場づくり ・公園・緑地の整備と維持管理、散策路整備、まちの緑化
1-2 交通基盤	(3)駅前広場の整備 ・名鉄知多武豊駅の駅前広場及び名鉄富貴駅周辺の整備 (4)公共交通の充実 ・コミュニティバスの利用者サービスの向上
1-3 上下水道	(2)上下水道施設等の整備・維持 ・水道基幹管路の耐震化 ・雨水排水施設の維持管理等
3-2 生涯学習	(3)学びの場、活動の場の整備・充実 ・施設の定期的な保守点検、修繕、長寿命化
3-3 スポーツ	(3)スポーツ施設の整備及び充実 ・施設の定期的な修繕・更新、長寿命化
3-4 文化・芸術	(4)安全・安心で魅力的な文化芸術活動の場所の確保 ・施設の定期的な保守点検、修繕、長寿命化
4-3 高齢者福祉	(1)高齢者の生きがいづくり ・高齢者の活躍の場の充実 (3)社会的に支援が必要な方への暮らし支援 ・高齢者の生活支援サービス体制の整備
4-4 障がい者福祉	(3)障がいのある方の自立支援の推進 ・地域で安心して自立した暮らしができる環境づくり
5-1 防災	(1)地域防災体制の充実・強化 ・消防団や自主防災会等の地域の自主防災組織の充実・強化 (4)災害に強い基盤の構築 ・公共施設の非構造部材の耐震化、民間住宅等の耐震化支援 (5)武豊町地域強靱化計画の推進 ・町の国土強靱化施策の推進
5-2 防犯・交通安全	(2)空き家等対策の推進 ・倒壊の危険のある空き家の解消

目標と自治体行政の果たし得る役割											
	<p>【目標12】 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、住民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</u></p>										
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-1 学校教育</td> <td>(1)地域と行政が連携した教育の構築 ・農業体験や職場体験等の充実</td> </tr> <tr> <td>6-2 観光・交流</td> <td>(2)地域交流施設周辺の魅力向上 ・豆みそ・たまりや地元農畜産物の消費拡大</td> </tr> <tr> <td>7-2 生活環境</td> <td>(1)ごみの減量化 ・資源循環とごみ減量の推進 (2)持続可能なごみ処理体制の構築 ・最終処分量の適正な運営・管理、延命化</td> </tr> <tr> <td>8-3 タウンプロモーション</td> <td>(2)シビックプライドの醸成 ・地域の特産物、地域資源を活用した地域経済の活性化</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	3-1 学校教育	(1)地域と行政が連携した教育の構築 ・農業体験や職場体験等の充実	6-2 観光・交流	(2)地域交流施設周辺の魅力向上 ・豆みそ・たまりや地元農畜産物の消費拡大	7-2 生活環境	(1)ごみの減量化 ・資源循環とごみ減量の推進 (2)持続可能なごみ処理体制の構築 ・最終処分量の適正な運営・管理、延命化	8-3 タウンプロモーション	(2)シビックプライドの醸成 ・地域の特産物、地域資源を活用した地域経済の活性化
	取組分野	施策方針									
	3-1 学校教育	(1)地域と行政が連携した教育の構築 ・農業体験や職場体験等の充実									
	6-2 観光・交流	(2)地域交流施設周辺の魅力向上 ・豆みそ・たまりや地元農畜産物の消費拡大									
7-2 生活環境	(1)ごみの減量化 ・資源循環とごみ減量の推進 (2)持続可能なごみ処理体制の構築 ・最終処分量の適正な運営・管理、延命化										
8-3 タウンプロモーション	(2)シビックプライドの醸成 ・地域の特産物、地域資源を活用した地域経済の活性化										
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											
	<p>【目標13】 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</u></p>										
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-1 防災</td> <td>(1)地域防災体制の充実・強化 ・災害時における連携の強化 (3)災害時における情報通信手段の強化 ・災害時における情報通信機能確保のための仕組みづくり (4)災害に強い基盤の構築 ・道路、上下水道施設等、基盤・施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>7-1 自然環境</td> <td>(2)地球温暖化対策の推進 ・地球環境にやさしい行動の啓発 ・省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	5-1 防災	(1)地域防災体制の充実・強化 ・災害時における連携の強化 (3)災害時における情報通信手段の強化 ・災害時における情報通信機能確保のための仕組みづくり (4)災害に強い基盤の構築 ・道路、上下水道施設等、基盤・施設の耐震化	7-1 自然環境	(2)地球温暖化対策の推進 ・地球環境にやさしい行動の啓発 ・省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進				
	取組分野	施策方針									
5-1 防災	(1)地域防災体制の充実・強化 ・災害時における連携の強化 (3)災害時における情報通信手段の強化 ・災害時における情報通信機能確保のための仕組みづくり (4)災害に強い基盤の構築 ・道路、上下水道施設等、基盤・施設の耐震化										
7-1 自然環境	(2)地球温暖化対策の推進 ・地球環境にやさしい行動の啓発 ・省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進										
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											
	<p>【目標14】 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</u></p>										
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7-1 自然環境</td> <td>(1)自然環境の保全 ・港や河川の水質汚濁の改善・浄化 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽への転換の促進による河川等の水質保全</td> </tr> <tr> <td>7-2 生活環境</td> <td>(3)美化活動の推進 ・区や住民等の協力による環境保全活動</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	7-1 自然環境	(1)自然環境の保全 ・港や河川の水質汚濁の改善・浄化 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽への転換の促進による河川等の水質保全	7-2 生活環境	(3)美化活動の推進 ・区や住民等の協力による環境保全活動				
	取組分野	施策方針									
7-1 自然環境	(1)自然環境の保全 ・港や河川の水質汚濁の改善・浄化 ・下水道接続の促進、合併処理浄化槽への転換の促進による河川等の水質保全										
7-2 生活環境	(3)美化活動の推進 ・区や住民等の協力による環境保全活動										
<p>目標と自治体行政の果たし得る役割</p>											

目標と自治体行政の果たし得る役割															
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【目標15】 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>														
	分野別計画における施策方針との関係														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1 市街地・住環境</td> <td>(3)集い憩える場づくり ・南部地域の公園を核に、自然体験等交流拠点整備の検討 ・まちの緑化、自然と身近に触れあえる環境づくり</td> </tr> <tr> <td>7-1 自然環境</td> <td>(1)自然環境の保全 ・まちの緑化、自然と身近に触れあえる環境づくり</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	1-1 市街地・住環境	(3)集い憩える場づくり ・南部地域の公園を核に、自然体験等交流拠点整備の検討 ・まちの緑化、自然と身近に触れあえる環境づくり	7-1 自然環境	(1)自然環境の保全 ・まちの緑化、自然と身近に触れあえる環境づくり								
	取組分野	施策方針													
1-1 市街地・住環境	(3)集い憩える場づくり ・南部地域の公園を核に、自然体験等交流拠点整備の検討 ・まちの緑化、自然と身近に触れあえる環境づくり														
7-1 自然環境	(1)自然環境の保全 ・まちの緑化、自然と身近に触れあえる環境づくり														
目標と自治体行政の果たし得る役割															
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【目標16】 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>														
	分野別計画における施策方針との関係														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-3 上下水道</td> <td>(1)安定した経営基盤の維持 ・健全な財政状況の維持等</td> </tr> <tr> <td>2-1 出産・子育て</td> <td>(2)子どもを産み育てやすい環境づくり ・子育て世代包括支援センター事業の充実 (5)支援を必要とする子どもと家庭への支援 ・児童虐待に関する知識の普及や相談体制の充実、各機関との連携と適切な対応</td> </tr> <tr> <td>5-2 防犯・交通安全</td> <td>(1)地域での防犯活動の支援 ・防犯活動の継続的な推進 (4)防犯、交通安全意識の啓発 ・防犯教室、交通安全キャンペーン等</td> </tr> <tr> <td>8-1 住民活動・地域活動（住民協働）</td> <td>(1)まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 ・まちづくりに参画する機会の提供、担い手の発掘・育成 (2)多様な主体による地域活動の活性化 ・地域活動の活性化による自治の推進</td> </tr> <tr> <td>9-1 行政運営</td> <td>(1)まちの情報発信の充実 ・広報紙、ホームページの内容の充実 (2)住民意向の反映機会の充実 ・町民会議等の参加の機会の拡充、幅広い世代の参加の促進 (3)住民サービスの向上 ・様々な悩み相談のための各種相談体制の充実</td> </tr> <tr> <td>9-2 財政運営</td> <td>(2)財政の健全化 ・財政の透明性の確保</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	1-3 上下水道	(1)安定した経営基盤の維持 ・健全な財政状況の維持等	2-1 出産・子育て	(2)子どもを産み育てやすい環境づくり ・子育て世代包括支援センター事業の充実 (5)支援を必要とする子どもと家庭への支援 ・児童虐待に関する知識の普及や相談体制の充実、各機関との連携と適切な対応	5-2 防犯・交通安全	(1)地域での防犯活動の支援 ・防犯活動の継続的な推進 (4)防犯、交通安全意識の啓発 ・防犯教室、交通安全キャンペーン等	8-1 住民活動・地域活動（住民協働）	(1)まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 ・まちづくりに参画する機会の提供、担い手の発掘・育成 (2)多様な主体による地域活動の活性化 ・地域活動の活性化による自治の推進	9-1 行政運営	(1)まちの情報発信の充実 ・広報紙、ホームページの内容の充実 (2)住民意向の反映機会の充実 ・町民会議等の参加の機会の拡充、幅広い世代の参加の促進 (3)住民サービスの向上 ・様々な悩み相談のための各種相談体制の充実	9-2 財政運営	(2)財政の健全化 ・財政の透明性の確保
	取組分野	施策方針													
	1-3 上下水道	(1)安定した経営基盤の維持 ・健全な財政状況の維持等													
	2-1 出産・子育て	(2)子どもを産み育てやすい環境づくり ・子育て世代包括支援センター事業の充実 (5)支援を必要とする子どもと家庭への支援 ・児童虐待に関する知識の普及や相談体制の充実、各機関との連携と適切な対応													
	5-2 防犯・交通安全	(1)地域での防犯活動の支援 ・防犯活動の継続的な推進 (4)防犯、交通安全意識の啓発 ・防犯教室、交通安全キャンペーン等													
	8-1 住民活動・地域活動（住民協働）	(1)まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 ・まちづくりに参画する機会の提供、担い手の発掘・育成 (2)多様な主体による地域活動の活性化 ・地域活動の活性化による自治の推進													
	9-1 行政運営	(1)まちの情報発信の充実 ・広報紙、ホームページの内容の充実 (2)住民意向の反映機会の充実 ・町民会議等の参加の機会の拡充、幅広い世代の参加の促進 (3)住民サービスの向上 ・様々な悩み相談のための各種相談体制の充実													
	9-2 財政運営	(2)財政の健全化 ・財政の透明性の確保													

目標と自治体行政の果たし得る役割							
 <p>17 パートナースイップで 目標を達成しよう</p>	<p>【目標17】 パートナースイップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 <u>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO等多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</u></p>						
	<p>分野別計画における施策方針との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組分野</th> <th>施策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8-1 住民活動・地域活動 (住民協働)</td> <td>(1)まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 ・官民のパートナーシップ(協力関係)の構築 (2)多様な主体による地域活動の活性化 ・住民と行政との連携促進による地域自治の強化</td> </tr> <tr> <td>8-3 タウンプロモーション</td> <td>(1)町外へ向けたまちの魅力発信 ・関係機関との連携によるまちの知名度向上 ・自治体とのネットワークを活用したPR活動 (2)シビックプライドの醸成 ・アダプトプログラムの促進</td> </tr> </tbody> </table>	取組分野	施策方針	8-1 住民活動・地域活動 (住民協働)	(1)まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 ・官民のパートナーシップ(協力関係)の構築 (2)多様な主体による地域活動の活性化 ・住民と行政との連携促進による地域自治の強化	8-3 タウンプロモーション	(1)町外へ向けたまちの魅力発信 ・関係機関との連携によるまちの知名度向上 ・自治体とのネットワークを活用したPR活動 (2)シビックプライドの醸成 ・アダプトプログラムの促進
	取組分野	施策方針					
8-1 住民活動・地域活動 (住民協働)	(1)まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 ・官民のパートナーシップ(協力関係)の構築 (2)多様な主体による地域活動の活性化 ・住民と行政との連携促進による地域自治の強化						
8-3 タウンプロモーション	(1)町外へ向けたまちの魅力発信 ・関係機関との連携によるまちの知名度向上 ・自治体とのネットワークを活用したPR活動 (2)シビックプライドの醸成 ・アダプトプログラムの促進						

出典：「自治体行政の果たし得る役割」については、「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン-(2018年3月版(第2版))」(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)による。